

# 徳島県環境審議会環境政策部会 平成15年度第2回会議 会議録

- 1 日 時  
平成15年11月13日(木) 午前10時00分から午後12時20分まで
- 2 場 所  
徳島県庁11階 大会議室
- 3 出席者  
< 委員 > 委員15名中10名出席  
(1号委員：学識経験者、50音順、敬称略)  
池田早苗委員、鎌田磨人委員、近藤光男委員、瀬尾規子委員、曾良寛武委員、  
藤岡幹恭委員(部会長)、真山眞理委員、竹内久委員、森本初代委員、  
山根和美委員  
(事務局)  
中川県民環境部環境局長、村上環境局次長、一宮循環型社会推進課長 ほか

## (会議次第)

- 1 開 会
- 2 環境局長あいさつ
- 3 議 事  
(1) 徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について  
・計画に盛り込むべき環境施策について  
・計画の推進と点検評価について  
(2) その他
- 4 閉 会

会議資料	資料1	平成15年度第1回環境政策部会会議録(案)
	資料2	重点プログラムの具体施策について(素案)
	資料3	主要施策の具体施策について(素案)
	資料4	県民意見の募集結果について
	資料5	計画の推進と点検評価の考え方(素案)
	資料5-参考	計画の点検・評価のための指標等(参考)
	(参考)	徳島県環境基本計画のあり方に関する中間整理[構成図]

## (議事概要)

- 1 開 会  
(事務局)  
定刻がまいりましたので、ただ今から環境審議会環境政策部会を開会いたします。  
・事務局から、本日の出席委員は9名で、当部会委員数15名の過半数を超えており、審議会運営規程第7条第3項の規定により、会議の成立を報告した。
- 2 あいさつ  
(中川環境局長)
- 3 議 題  
(以後は、部会長が議事を進行)

( 部会長 )

議事に入る前に、平成 15 年度第 1 回環境政策部会会議録(案)を確認し、修正する点などあればご指摘いただきたい。特に無ければこれで確定します。

( 全委員 )

意義なし

( 平成 15 年度第 1 回環境政策部会会議録について確定された )

( 1 ) 徳島県環境基本計画(仮称)のあり方について

計画に盛り込むべき環境施策について

( 部会長 )

前回の総会において環境基本計画のあり方に関する中間整理が了承され、それをもとにパブリックコメント、市町村意見交換会を実施した。本日は、県民等の意見をもとに中間整理を修正する必要があるかどうかを検討したい。また、論点として残されていた計画の推進と点検評価について、事務局案をもとに検討したいと思う。

まず、計画に盛り込むべき具体的施策の記述について部会長と事務局に一任していただいたので、どのようにまとめたか報告するとともに、パブリックコメントの結果と反映方法について事務局から説明していただきたい。

( 事務局 )( 資料 2、3、4 説明 : 省略 )

( 部会長 )

私から若干の補足をすると、市町村の意見は、それぞれの環境課題のほか、具体施策や事業に関するものがほとんどで、中間整理そのものの修正を求める意見はほぼ無かったと思う。

一方、パブリックコメントでは 43 名の県民から非常に幅広い分野の意見をいただいた。この中から、私と事務局とで中間整理の記載に直接に関わる意見を抽出してみたが、いただいた意見の中には表現が異なるだけで中間整理と同じ考えのものも多く、できるだけ反映する方向で対応したいと思う。

また、資料 2、3 の内容については、総会で基本的に了解されており、議論を効率的に行うために細かい用語の使い方などの議論はここでは省略したい。パブリックコメントの中の検討すべき意見に関連する場合、合わせて議論したい。

それでは、資料 4 の 3 ~ 4 ページに、政策部会で検討すべき意見を整理してあるので、どのように対応すべきかも含め議論いただきたい。また、5 ~ 11 ページに全ての意見を載せているので、検討すべき意見があれば提案いただきたい。

では、資料 4 の 3 ページの意見 No 1 から説明をお願いする。

## 1. 計画策定の考え方に関する意見

( 事務局 )( 資料 4 / 3 ページ、意見 No 1 及び 2 説明 : 省略 )

( 部会長 )

意見 No 1 は具体的な法令の制定・改正等の趣旨の反映が提案されている。

個別具体には記載していないが、これらの趣旨は中間整理の中には盛り込まれており「反映済」と判断した。表現上の見解の差と考えている。流行の用語を用いれば県民にも判りやすい表現になると思うが、計画は途中で見直しが行われるにしても、5 ~ 10 年を見据えた計画であるため、対象を限定するような具体的な用語や一時的に流行した用語は用いない方が良く考えている。

( 委員 )

例えば、自然再生法など新しい法律の制定により、自然再生や自然保護の方向性が生まれているので、そのような法律ができ、だからその方向性で計画を策定

するという文章が入っても良いのではないか。

( 部会長 )

計画のあり方を検討する際には、最初の部会で最近の環境問題や環境政策の動向の説明も受けており、そのような方向性を無視して整理しているわけではないと考えている。

( 委員 )

確かに、そのような点についても十分に配慮して整理しているが、こうした意見が出てくるということは、「このような点も配慮したのか」という環境審議会に対する疑問ともいえるのではないか。

( 部会長 )

流行の用語などを具体的に文章に取り入れるかどうかは個人の趣味の部分でもあり、そうすると全ての用語について一つひとつ検討する必要が出てくる。

( 委員 )

用語の取り扱いについては、それがいつまで重要なのかという点や、計画の検討中にもさらに新しい重要な話題も出てくるかもしれないこともあるので、長期的な計画である環境基本計画に、細かい事象まで取り上げる必要はないと思う。

( 委員 )

今後も次々と新しい法律は作られると思うので、個々の法律に一つひとつ対応する必要はないと思う。むしろ、意見のあった箇所は計画の策定根拠という基本的な部分であり、そのような新しい法律が制定される背景や、それを踏まえる必要性を記すことで十分である。

( 部会長 )

では、意見 1 は「反映済」として取り扱うことにします。

## 2. 計画策定の考え方に関する意見

( 部会長 )

続いて意見 2 であるが、これも表現上の問題と思う。人と自然の共生のレベルを上げなくて良いとは言っておらず、レベルを上げる意図は当然含まれている。よって対応は、「反映困難」ではなく「反映済」で良いと思う。ただし、意見のようにレベルを上げるとなると、何を持って判断するのか議論が必要だろう。

( 意見 )

「人と自然とが共生する住みやすい徳島」という表現の中に、この意見の指摘は含まれていると思う。部会長の言うとおり「反映済」とするのが適当である。

( 部会長 )

では、意見 2 については「反映済」とします。

( 事務局 )( 資料 4 / 3 ページ、意見 3 及び 4 説明：省略 )

( 部会長 )

これまで環境基本条例で掲げられた環境の範囲を念頭に検討してきたが、地域文化の継承を計画の対象に含めるのは、少し広げすぎの感はある。景観までなら環境と言えると思うが。

( 委員 )

基本的には、将来像の具体イメージのキーワードである「人と自然の暮らし」には含まれていると思う。ただ、里山など二次的な自然の保全には、地域の伝統

文化と関係が深く関わる面はあると思う。

(委員)

地域文化も幅広い対象があると思うが、その一部は環境と密接な関係があり、そのような点も視野に入れて施策を考える必要はあるのではないかと。

(部会長)

例えば、産業や経済が衰退すれば環境保全も困難であるという議論から言えば、計画に産業政策、経済政策も含めるべきという議論になる。教育の問題も同様であるが、だからといって計画に全て書くということにはならないと思う。

将来像の具体イメージのキーワードには、あえて地域文化の継承と書かないが、その趣旨は含まれるものである。

(委員)

意見の考え方自体は、キーワードの「自然と共生する暮らし」に含まれており、あえて将来像に地域文化の継承を敢えて書かなくても良いのではないかと。

(部会長)

それでは対応としては、「反映困難」ではなく、「内容的に反映している」ものとしします。

(事務局)(資料4 / 3 ページ、意見 5 説明：省略)

(部会長)

中間整理では、徳島の誇れる環境を維持し、さらに良くしようという意図をこめて整理しており、あえて「日本一を目指す」という言葉を使わなくても良いのではないかと。意見の趣旨は十分に分かるが、レベルに関する意見と同様に、何をもちって日本一と考えるかの議論が必要となる。

(委員)

徳島らしさを打ち出すために日本一を目指すという意見であれば、そのような内容はすでに盛り込まれている。定量的に日本一を評価するのは難しいと思うので、計画で用いることは難しいと思う。

(部会長)

それでは、意見の趣旨は含まれているということで「反映困難」ではなく、「趣旨反映」としします。なお、適切な表現は事務局で考えてほしい。

### **3. 施策展開の方向に関する意見(重点プログラムに関する意見)**

(事務局)(資料4 / 3 ページ、意見 6 説明：省略)

(部会長)

既に重点プログラムにも「地域環境力を高める人・地域づくり」として項目を立てており力を入れている。この対応で良い。

(事務局)(資料4 / 3 ページ、意見 7 及び 8 説明：省略)

(部会長)

重点テーマとして、7の意見のように土木・建築事業のレベルまで書くのなら、他にも書くべきものがあると思う。意見は、非常に細かい具体的な指摘であるが、方向性としては十分に踏まえており、ここまで書かなくても良いと思う。

(委員)

意見 7 は、土木・建築担当課が計画を踏まえて実際に努力してもらうべき課

題であり、重点プログラムのテーマとして取り上げる必要はないと思う。

意見 8の「快適な都市づくり」や「個性的な都市づくり」はテーマとしては考えられるが、快適性や個性は、環境を含めて様々な要素から形づくられるものであり、計画で示した重点プログラムの全てを推進することで実現できるものと思う。その意味では、意見の趣旨は既に反映していると考えても良いと思う。

(委員)

重点プログラムとして取り上げるには、他のテーマとの整合性も必要だが、やはり他のテーマと比べてもなじまない。

(委員)

パブリックコメントの意見に対する対応、コメントは県民に公表されるのか。

(事務局)

パブリックコメント制度実施要綱に基づき、他の具体的な施策に関する意見への対応も含めて、遅くとも計画策定段階で公表することになる。

(意見)

それでは、意見に対する対応やコメントの書き方は考えなくてはいけないと思う。例えば、意見 7、8に対するコメントでは重要度の高さが書いてあるが、何故高いのかを示さないと県民は納得できないのではないか。「他のテーマや目標に当然含まれている」というような表現の方が納得していただけると思う。

(委員)

重点プログラムのテーマ6に農業が取り上げられているので、土木・建築事業も同レベルと考えたのかもしれないが、土木・建築事業はテーマ1～4に関連するもので、上位のテーマに含まれるためあえて取り上げないと説明する方が良い。

(委員)

このコメントについては、用語の使い方も含めて注意すべき。基本的には内容に含まれているものが多く、受け入れる方向で対応を考える方がよい。

(部会長)

コメントの具体的な記述は別途検討する必要があるが、対応については今の意見のように考えていきたい。

(事務局)(資料4 / 3ページ、意見 10説明：省略)

(委員)

徳島は水を一つの特性として打ち出しているのであり、テーマ4の自然と合わせて一つのテーマにする必要はないと思う。

(部会長)

重要なテーマであるから2つに分けている。コメントは別途検討するものとして、「1つにする必要はない」という対応で良いと思う。

(事務局)(資料4 / 4ページ、意見 11及び 12説明：省略)

(部会長)

意見 11の「廃棄物ゼロ」のテーマを「限りなくゼロ」にする、12の「生態系の保全・復元を育む」を「努める」にすべきとの意見は、文章上の表現の違いということで、両方とも趣旨は反映している。

(委員)

表現方法の主観的な相違ということだと思う。

(事務局)(資料4 / 4 ページ、意見 13説明：省略)

(部会長)

「自然環境資源」に関する科学的評価の実施など非常に具体的な提案であるが、内容や一部の取組は中間整理にすでに盛り込まれていると思う。

(事務局)(資料4 / 4 ページ、意見 14説明：省略)

(部会長)

無農薬・有機栽培の定義は環境審議会で決められるものではないが、無農薬・有機栽培の促進や消費者への正しい理解など意見の趣旨はテーマ6に盛り込まれていると思う。

(意見)

無農薬・有機栽培の定義が必要だが、計画に記されていないという指摘ではないか。本文に記載することは同かと思うが、用語解説として加えられないか。

(部会長)

無農薬・有機栽培の定義についても、議論が固まっているわけでないので難しいのではないか。

(事務局(農林水産部))

資料のコメントのとおりJAS法の改正により規格化され、無農薬・有機栽培については、完全有機栽培からその割合に応じて3段階に分けられている。徳島県独自の定義を行うと2つの規定ができてしまうので、むしろ国の法律に基づいて運営する方が望ましい。定義については用語解説で付け加えれば良いと考える。

(委員)

定義の問題は環境審議会や計画の所管外と思うが、用語解説などでその意味を伝えるのが親切と思う。先ほどの事務局の見解を掲載すれば良い。

(委員)

ただ、「無農薬・有機栽培」という用語は本文では使われていないので、使われていない用語の解説を付けるのも変である。

(委員)

県民の関心の高い分野であり、本文でも用語を付け加えるとともに、用語解説を付け加えたらどうか。

(部会長)

あえて付け加える必要はないと思う。環境審議会での判断として、中間整理には意見の趣旨は盛り込まれているということによいと思う。

(事務局)(資料4 / 4 ページ、意見 15説明：省略)

(部会長)

「地産、旬産、適材適所、自然生態系の秩序に沿った土地利用の見直しなどにより、土地の特性に適合した産品づくり」などの意見は、14と同様に、その趣旨はテーマ6に盛り込まれていると思う。

(事務局)(資料4 / 4 ページ、意見 16説明：省略)

( 部会長 )

環境基本計画で、農業経営まで扱うことは踏み込み過ぎだと思う。コメントもここまで具体的に書かなくても良いのではないか。

( 委員 )

あまり具体的な内容まで触れてしまうと、環境にそぐわなくなると思う。

( 部会長 )

趣旨は踏まえているが、農業経営までは環境基本計画にはなじまないということで対応したい。残りの計画の進行管理に関する意見は、計画の推進と点検評価に関わるため、次の議題と併せて検討したい。

資料4の5ページ以降で、検討しておくべき意見があればあげていただきたい。

### その他の意見等について

( 委員 )

6ページの意見 43のような、河川の汚染時における敏速な処理体制は確立されているのか。

( 部会長 )

一級河川では国の管轄であるなど条件もある。緊急時の体制については当然のことであり、具体的な取組に関わる意見である。ただ、審議会の答申として盛り込むべき重要な課題かとは思ふ。

( 委員 )

意見の趣旨はリスクマネジメントの考え方であり、今後はこのような考え方を取り入れていくことが重要と思う。

( 委員 )

意見 120、121には、県民との協働で環境調査を実施する要望があるが、県でもすでに取り組まれている。ただ、もう少し調査対象範囲や地域を広げたり、調査結果を広く公表するなど、県の取組を多くの県民に知ってもらう努力が必要だろう。

( 委員 )

西部地域の市町村意見交換会では、市町村の担当職員の環境意識のバラ付きが気になったが、他の地域の状況はどうだったのか。

( 事務局 )

市町村が抱える最も大きな環境問題は廃棄物問題であり、県と同じレベルで総合的に環境問題を考えてもらうことは難しい面があるが、環境への関心が低いというわけではないと考えている。

( 部会長 )

それでは、パブリックコメントの意見への対応、コメントの調整は、部会長と事務局に一任していただきたい。なお、環境審議会としては、中間整理に対して多くの貴重な御意見をいただいたことに対して県民に感謝したい。いただいた意見はできるだけ反映できるよう、基本的な考え方や趣旨が盛り込めるよう対応を検討したい。

( パブリックコメントの対応について部会長、事務局に一任することが了承された )

計画の推進と点検評価について

( 部会長 )

次に計画の推進と点検評価について、資料5の説明をお願いします。

( 事務局 )( 資料5説明：省略 )

( 委員 )

資料5 - 参考として指標等の一覧があり、その中に「ビオトープ創出箇所数」がある。ビオトープは、その質によっては必ずしも望ましいものばかりではない。ビオトープの質の保証を合わせて見なければ、創出箇所数だけを増やせば良いという誤った指標になってしまう。

( 部会長 )

環境指標の質の問題、重みの問題、測定手法の問題などを政策部会で議論することは難しい部分がある。このため、計画の進行管理に用いる参考として環境指標をお示ししたものであるが、参考としても、本来は項目一つひとつについて議論すべきところである。しかし、環境行政として透明性を確保し、多くの県民に参加してもらうためには、一定の定量的なベンチマークも必要であることは事実である。

( 委員 )

指標を活用して計画を推進しながら、環境指標そのものも高めていくことは必要と思うので、環境審議会からの提言として答申に盛り込むめないか。

( 部会長 )

他の審議会の運営でも、答申に付帯意見を付ける例もある。

( 委員 )

「ビオトープ創出箇所数」は認定するシステムさえ作れば環境指標として活用できるし、計画の目標を達成するためには必要な施策である。

( 委員 )

多くの計画に見られる最大の課題は、計画策定後の評価システムがないことである。完全ではないにしても、一定のデータや指標によって計画をどのように進めるのか、あるいは取組状況が良いのか悪いのかを示すことは必要だ。

( 部会長 )

すでに県は政策評価を実施していると思うが、現在の状況はどうなっているのか。

( 事務局 )

政策評価システムは、今年度から本格的に稼働している。全ての予算事業を対象に、事業の必要性や実施効果などを評価している。

( 部会長 )

予算に対する成果などについては評価制度ができつつあるが、環境に対しての成果については評価制度はまだできていない。事務局としては、環境基本計画の進捗状況を、環境指標を活用しながら環境審議会に報告し、評価に用いたいという意図だと思う。

( 委員 )

環境指標を示されても、それが環境基本計画の進捗をどのように示すのか判らないのではないのか。

( 部会長 )

その場合、環境政策の評価委員会などを設置することも考える必要がある。

( 委員 )

環境指標を活用できるかは事務局がどこまでデータを収集できるかも課題。データ収集から具体的な評価手法まで、環境審議会で共有した方が良いのではないか。

( 部会長 )

県として計画の進行を評価するための組織を設置できるかどうか。その点は別にしても、計画の推進と点検評価のための必要な考え方を答申の付帯意見として提言することはできると思う。

( 委員 )

環境基本計画の実現に向けて指標や目標を設定することは必要と思う。さらに、いつまでにどういう状態に持っていくのかという時間の概念と、誰が実行するのか責任を明らかにすれば、実現の度合いは高まると思う。

( 部会長 )

資料5の2ページの下から2行の表現が採用されれば、環境指標を設定することは了承されたことになる。ただ、その項目や質については課題もあるので、専門的な検討組織の設置を求めることも考えることになる。

( 委員 )

資料5の2ページには環境指標の設定だけでなく、環境指標の精度の向上を図ることも明記できないか。

( 部会長 )

計画の推進に関して、環境指標を用いた計画の評価を行うことを盛り込んだだけでも、他の計画よりも進んでいるといえる。

( 委員 )

10年間を見据えた計画であり、環境指標はいつまでにどこまで達成するのか明確に示すべきと思う。

( 部会長 )

指標値の拡大、抑制という方向性は示している。具体的な達成目標については、県の予算にも関わるものでもあり、政策部会では議論する時間もない。その点は、検討組織の設置と併せて、付帯意見として提言することを考えたい。

( 委員 )

目標を設定するには時間の概念は不可欠である。また、計画の推進に資する環境指標の設定には時間と質は両方とも欠かせないので、両者を盛り込んだ環境指標を考えてほしい。

( 委員 )

時間的な概念は必ず必要なのではなく、項目によっては時間的な概念は「無し」でも構わない。

( 部会長 )

環境審議会は計画のあり方について答申を行い、県はそれに基づき計画を策定し、各セクションが施策を実行することになるが、その成果を県民が判るようにするための環境指標は必要である。

ただし、計画が策定されるまで環境指標が資料5 - 参考で示されたような項目で良いかどうかは十分に判断はできないため、時間的な目標設定も含めて考える必要がある。また、環境政策の評価システムについては、環境審議会に報告してもらうだけにするのか、別途専門的な組織を設けるのかも考えなくてはいけない。

次回の環境審議会総会には、これらを付帯意見として整理し、本文とともに部会報告案として報告したい。なお、総会に向けた報告案及び付帯意見の作成については、近藤委員、池田委員、鎌田委員、部会長に一任をお願いしたい。

(全委員)

意義なし。

( 環境審議会に向けた答申案、付帯意見案の作成及び報告について了承された )

(2) その他

(事務局)

今後、政策部会での審議結果をとりまとめ、環境審議会総会に政策部会でのとりまとめとして報告し議論いただき、答申としたい。総会は12月中旬を目途に開催したいと考えている。

4 開 会

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会環境政策部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。